「(6)＞10%の場合の特例加算割合
$((6)-\frac{10}{100})\times 2$
（小数点以下３位未満切捨て）
（0.1を超える場合は0.1）　」

３　(18)の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合（別表六の二(六)「18」の欄に金額の記載がある場合を除く。）にのみ記載すること。

別表六の二（三）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額	1	円	個別増減試験研究費の額 (1)－(6)		7	円
各連結法人の試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(1)の合計）	2		個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$		8	
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(五)「3」}}{\text{別表六の二(五)「1」}}$	3		個別税額控除割合	(8)　＞　５　％　の　場　合 $\frac{9}{100}+((8)-\frac{5}{100})\times 0.3$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）	9	
				(8)　≦　５　％　の　場　合 $\frac{9}{100}-(\frac{5}{100}-(8))\times 0.1$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.06未満の場合は0.06）	10	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(五)付表「1」）×(3)	4	円	個別税額控除相当額 (5)×((9)又は(10)) ((6)＝０の場合は((5)×0.085))		11	円
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)	5		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(11)の合計）		12	
各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(七)「10」）	6		試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(三)「22」）×$\left\{\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}\text{又は}\frac{(11)}{(12)}\right\}$		13	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）